

令和4年度に実施した個別指導において
保険薬局に改善を求めた主な指摘事項

中国四国厚生局

I 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い

処方箋の「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

- 用量の記載がない。
- 用法の記載がない又は記載が不適切。

2 処方内容の変更

処方内容の変更について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 薬剤の用法の変更を、処方医に確認することなく行っている。

3 処方内容に関する薬学的確認

処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

- 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの。
- 薬剤の処方内容より禁忌投薬が疑われるもの。
- 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの。
- 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの。
- 過量投与が疑われるもの。
- 重複投薬が疑われるもの。
- 相互作用が疑われるもの。
- 検査値の確認が必要な薬剤について、確認せずに投与されているもの。
- 投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて処方されているもの。
- 漫然と長期にわたり処方されているもの。
- 外用薬の使用部位の記載がない。

4 調剤済処方箋の取扱い

調剤済処方箋について、次の事項の記載をしていない例が認められたので改めること。

- 保険薬剤師の署名又は記名・押印

II 調剤技術料に関する事項

1 薬剤調製料

薬剤調製料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 検査に当たって使用する薬剤に係る薬剤調製料を算定している。

2 一包化加算（令和3年度分レセプトに対する指摘）

一包化加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 治療上の必要性が認められない場合に算定している。
- 薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、調剤録等に記載すべき一包化の理由を記載していない、又は記載が不十分である。
- 防湿の必要のある医薬品を一包化した場合に、保管方法について指導していない。

3 嚥下困難者用製剤加算

嚥下困難者用製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 薬剤師が剤形の加工の必要を認め、医師の了解を得た後剤形の加工を行った場合において、その旨を調剤録等に記載していない。

4 自家製剤加算

自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 賦形剤の名称、分量等を含め製剤工程の調剤録等への記載が不十分である。
- 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。
- 調剤録等に製剤工程を記載していない、又は記載が不十分である。
- 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

5 計量混合調剤加算

計量混合調剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴等

薬剤服用歴等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 次の事項の記載をしていない、又は記載が不十分である。
 - ・ 患者の体質（アレルギー歴）
 - ・ 薬学的管理に必要な患者の生活像
 - ・ 後発医薬品の使用に関する患者の意向
 - ・ 疾患に関する情報（傷病名、既往歴、合併症、他科受診において加療中の疾患に関するもの）
 - ・ 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
 - ・ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
 - ・ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）
 - ・ 服薬指導の要点
 - ・ 手帳活用の有無（手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無）
 - ・ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点

2 調剤管理料

調剤管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 処方された薬剤について、患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行っていない。

3 重複投薬・相互作用等防止加算

重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 薬剤服用歴等に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容について、記載がない。
- 「残薬調整に係るもの以外の場合」について、薬学的観点による処方変更と認められない場合に算定している。

4 服薬管理指導料

服薬管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 次の事項について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前の患者等への確認が不十分である。
 - ・ 疾患に関する情報（傷病名、既往歴、合併症、他科受診において加療中の疾患に関するもの）
- 患者に対して、手帳を活用することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行っていないので改めること。

5 薬剤情報提供文書

薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 調剤を行った薬剤のうち、情報提供を行っていないものがある。
- 次の事項の記載をしていない。
 - ・ 服用及び保管取扱い上の注意事項

6 薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等

電子的に保存している記録について、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版」に準拠していない次の不適切な事項が認められたので改めること。

- パスワードの要件として、英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的（最長でも2ヶ月以内）に変更させるものとなっていない。
- パスワードの要件として、英数字、記号を混在させた13文字以上の推定困難な文字列を使用していない。
- 運用管理規程がない。

7 麻薬管理指導加算

麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 電話等により麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況を定期的に確認していない。
- 薬剤服用歴等に指導の要点の記載がない。

8 特定薬剤管理指導加算

特定薬剤管理指導加算1について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理、指導及び薬剤服用歴等への記載が不十分である。
- 対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点について、薬剤服用歴等への記載をしていない。
- 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容について、薬剤服用歴等への記載をしていない、又は記載が不十分である。
- 特定薬剤管理指導加算の対象となる薬効分類に該当するが、その他の効能を目的として処方された場合に算定している。

9 乳幼児服薬指導加算

乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認内容について、薬剤服用歴等に記載していない。
- 薬剤服用歴等に、患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点について、記載していない。
- 手帳に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない。

10 吸入薬指導加算

吸入薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 保険医療機関に対し情報提供した文書等の写し又はその内容の要点等を薬剤服用歴等に添付又は記載していない。

11 かかりつけ薬剤師指導料

かかりつけ薬剤師指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 患者に対し、規定の事項を説明した上で、同患者の同意を得た旨を薬剤服用歴等に記載していない。

12 外来服薬支援料

外来服薬支援料2について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 一包化した場合に必要な指導を行った上で、調剤後も患者の服用薬や服薬状況に関する情報等の把握が不十分である。

13 在宅患者訪問薬剤管理指導料

在宅患者訪問薬剤管理指導料について、薬剤服用歴等に次の事項の記載をしていない不適切な例が認められたので改めること。

- 処方医から提供された情報の要点
- 訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容（薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）、重複服

用、相互作用等に関する確認、実施した服薬支援措置等)

- 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

14 服薬情報等提供料

服薬情報等提供料2について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 患者又はその家族等の求めがあった場合について、患者の服薬期間中に新たに情報提供した事項、服薬期間中及び処方箋受付時に確認した患者の服薬状況等及び指導等について、情報提供の都度、薬剤服用歴等に記載していない。

IV 事務的事項

1 登録・届出事項

次の届出事項の変更が認められたので、速やかに届け出ること。

- 保険薬剤師の異動（常勤及び非常勤）
- 開局時間
- 休業日

2 掲示事項

掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- 中国四国厚生局長に届け出た施設基準に関する事項の掲示をしていない。
- 明細書の発行状況に関する事項を掲示していない。
- 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。
- 薬剤調製料の夜間・休日加算に関して、当該加算の対象となる受付時間帯に係る掲示内容が不適切である。

3 一部負担金等の取扱い

領収証及び明細書について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- 消費税に関する文言がない。

V その他

1 保険請求に当たっての請求内容の確認

保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めること。

- 請求内容について、保険薬剤師による処方箋、調剤録、薬剤服用歴等又は調剤報酬明細書の確認が十分に行われていない。

2 関係法令の理解

- 健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。